

【同一労働同一賃金ガイドライン等が改正されます！】

同一労働同一賃金の導入は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)との間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。(パートタイム・有期雇用労働法(2021年4月1日より全面施行))同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消の取組を通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにします。

この度、同一労働同一賃金の施行から5年が経過したことを踏まえ、令和7年2月から同一労働同一賃金部会を開催し、見直しに向けた議論を行いました。令和7年12月の同部会報告を踏まえた、同一労働同一賃金ガイドライン改正案を含む省令・指針案要綱について、令和8年3月に労働政策審議会への諮問、答申が行われました。改正後の省令・指針は令和8年4月28日に公布され、同年10月1日から施行適用されます。今回の主な改正事項は以下のとおりです。

- 雇入れ時の労働条件明示事項の追加(省令)
- 同一労働同一賃金ガイドラインの改正(告示)
- 雇用管理の改善等に関する措置内容の改正(告示)

法律の概要や最新の情報など、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

【厚生労働省ホームページ】

[同一労働同一賃金特集ページ~雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保について~同一労働同一賃金特集ページ|厚生労働省](#)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>